

広域連合長の保有する個人情報の保護等に関する規則

平成19年1月1日

規則第2号

彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例施行規則（平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例（平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、広域連合長の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（要配慮個人情報）

第2条 条例第2条第4項の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第3条 条例第11条第1項前段の規定による通知に係る同項第10号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日

(2) 条例第11条第1項第7号に該当するときは、その理由

(3) 条例第26条第1項ただし書又は第33条第1項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第11条第1項後段の規定による変更の通知に係る同項第10号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(条例第11条第2項第9号の規則等で定める数)

第4条 条例第11条第2項第9号の規則等で定める数は、1,000人とする。

(条例第11条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイル)

第5条 条例第11条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(ア及びイに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア 実施機関の職員以外の公務員であつて、広域連合長の任命(推薦を含む。)に係るもの

イ アに掲げる者であつた者

ウ 条例第11条第2項第3号に規定する者又はア若しくはイに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第11条第2項第3号に規定する者及び前号ア、イ又はウに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第6条 広域連合長は、個人情報ファイル(条例第12条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、広域連合長が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 広域連合長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 広域連合長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第11条第2項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 広域連合長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを広域連合長が必要と認める箇所に備えて置き一般の閲覧に供しなければならない。

(条例第12条第1項の規則等で定める事項)

第7条 条例第12条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第2条第8項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第8項第1号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- (3) 第3条第1項第3号に掲げる事項
(条例第12条第2項第3号の規則等で定める個人情報ファイル)

第8条 条例第12条第2項第3号の規則等で定める個人情報ファイルは、条例第2条第8項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第12条第1項の規定による公表に係る条例第2条第8項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求書の記載事項)

第9条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について、求める開示の実施の方法及び開示の実施を希望する日を記載することができる。

2 前項、第11条第1項第1号、同項第2号、同条第2項第1号及び第17条第1号において「開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については第15条各号に掲げる方法をいう。

(開示請求における本人確認手続等)

第10条 開示請求をする者は、広域連合長に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため広域連合長が適当と認める書類

2 広域連合長は、やむを得ない理由により前項各号に掲げる書類を提示し、又は提出することができないと認める場合は、開示請求をする者が本人であることを確認するため必要があると認める資料又は情報の提示又は提供を求めることができる。

3 条例第13条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を広域連合長に提示し、又は提出しなければならない。

4 条例第13条第2項の規定により保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、本人の記名及び押印がある委任状(当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)その

他のその資格を証明する書類として広域連合長が適当と認めるものを広域連合長に提示し、又は提出しなければならない。

5 条例第13条第2項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項（保有特定個人情報を本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、第1号及び第2号に掲げる事項）を開示請求書に記載しなければならない。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(2) 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

(3) 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者又は成年被後見人の別

(4) 開示請求に係る保有個人情報の本人が未成年者であって15歳以上のときは、法定代理人が開示請求をすることについての当該本人の同意の有無

6 開示請求をした法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を広域連合長（条例第21条第1項の規定による通知があった場合にあっては、移送を受けた実施機関）に届け出なければならない。

7 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（条例第19条第1項の規則等で定める事項）

第11条 条例第19条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2) 前号の開示の実施の方法ごとの開示の実施に要する費用として開示請求者が負担すべき額その他当該開示の実施に必要な事項

(3) 開示を実施することができる日、時間及び場所並びに条例第23条第3項の規定による申出をする際に開示を実施することができる日のうちから開示の実施を希望する日を選択すべき旨

2 開示請求書に第9条第1項に規定する記載することができる事項が記載されている場合における条例第19条第1項の規則等で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合（開示請求書に開示の実施を希望する日が記載された場合にあっては、その日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。）その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

（第三者に対する通知に当たっての注意）

第12条 広域連合長は、条例第22条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（条例第22条第1項の規則等で定める事項）

第13条 条例第22条第1項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
(条例第22条第2項の規則等で定める事項)

第14条 条例第22条第2項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第22条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
(電磁的記録による開示の実施の方法)

第15条 条例第23条第1項の規則等で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体(録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フレキシブルディスクカートリッジ等をいう。)に複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあっては、広域連合長が適当と認める方法
(開示の実施の方法等の申出)

第16条 条例第23条第3項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第11条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第19条第1項の規定による通知があった場合において、第9条第1項に規定する記載することができる事項を変更しないときは、条例第23条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(条例第23条第3項の規則等で定める事項)

第17条 条例第23条第3項の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
- (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- (3) 開示の実施を希望する日
(開示の実施における本人確認手続等)

第18条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、広域連合長に対し、条例第19条第1項の規定による通知に係る書面(以下この項において「通知書」という。)及び次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 通知書に記載されている開示を受ける者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示を受ける者が本人であることを確認するに足

りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため知事が適当と認める書類

2 広域連合長は、やむを得ない理由により前項各号に掲げる書類を提示し、又は提出することができないと認める場合は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者が本人であることを確認するため必要があると認める資料又は情報の提示又は提供を求めることができる。

3 条例第13条第2項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を広域連合長に提示し、又は提出しなければならない。

(費用負担等)

第19条 条例第25条の規則等で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 文書及び図画を複写機により用紙(日本工業規格A列3番、A列4番又はB列4番のものに限る。以下この条において同じ。)に複写したものの交付 用紙1枚につき10円

(2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付 用紙1枚につき10円

(3) 電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。)に複写したものの交付 1枚につき40円

(4) 前3号に掲げる方法以外の方法で複写し、又は出力したものの交付 当該複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額

2 前項第1号又は第2号の規定により、用紙の両面に複写し、又は出力したものについては、片面につき用紙1枚として算定するものとする。

3 第1項第1号、第2号又は第4号の規定により、用紙に複写し、又は出力したものを交付する場合における当該用紙の部数は、1部とする。

4 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第20条 第10条(第5項第4号、第6項及び第7項を除く。)の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「第13条第2項」とあるのは、訂正請求については「第26条第2項」と、利用停止請求については「第33条第2項」と読み替えるものとする。

(様式)

第21条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第14条第1項の書面 様式第1号の保有個人情報開示請求書

(2) 条例第19条第1項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第2号の保有個人情報開示決定通知書

(3) 条例第19条第1項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合

- の書面 様式第3号の保有個人情報部分開示決定通知書
- (4) 条例第19条第2項の書面 様式第4号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書
 - (5) 条例第20条第2項の書面 様式第5号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書
 - (6) 条例第20条第3項の書面 様式第6号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書
 - (7) 条例第21条第1項の書面 様式第7号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書
 - (8) 条例第22条第2項の書面 様式第8号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
 - (9) 条例第22条第3項(条例第41条において準用する場合を含む。)の書面 様式第9号の保有個人情報開示決定に係る通知書
 - (10) 条例第23条第3項の規定による申出に係る書面 様式第10号の保有個人情報の開示の実施方法等申出書
 - (11) 条例第27条第1項の書面 様式第11号の保有個人情報訂正請求書
 - (12) 条例第29条第1項の書面 様式第12号の保有個人情報訂正決定通知書
 - (13) 条例第29条第2項の書面 様式第13号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
 - (14) 条例第30条第2項の書面 様式第14号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
 - (15) 条例第30条第3項の書面 様式第15号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
 - (16) 条例第31条第1項の書面 様式第16号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書
 - (17) 条例第32条の書面 様式第17号の提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書
 - (18) 条例第34条第1項の書面 様式第18号の保有個人情報利用停止請求書
 - (19) 条例第36条第1項の書面 様式第19号の保有個人情報利用停止決定通知書
 - (20) 条例第36条第2項の書面 様式第20号の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書
 - (21) 条例第37条第2項の書面 様式第21号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書
 - (22) 条例第37条第3項の書面 様式第22号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書
 - (23) 条例第40条第3項の規定による通知に係る書面 様式第23号の彩の国人づくり広域連合個人情報保護審査会諮問通知書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に広域連合長が保有している個人情報ファイルについての改正後の広域連合長の保有する個人情報の保護等に関する規則（次項において「新規則」という。）第2条第1項第1号の規定の適用については、同号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に広域連合長が保有している個人情報ファイルについての新規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規則の施行後遅滞なく」とする。

附 則（平成24年7月6日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第9条第1項及び第17条第1項第1号の規定の適用については、旧外国人登録法に規定する外国人登録証明書は、それが作成された日から起算して30日を経過する日までの間は、改正後の第9条第1項及び第17条第1項第1号に掲げる書類とみなす。

附 則（平成27年10月2日規則第3号）

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成27年12月25日規則第4号）

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第1項第1号及び第17条第1項第1号の規定の適用については、この規則の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。

附 則（平成29年5月19日規則第3号）

- 1 この規則は、平成29年5月30日から施行する。
- 2 彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例及び彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例の一部を改正する条例（平成29年彩の国さいたま人

づくり広域連合条例第2号)の施行の際現に広域連合長が保有している同条例第1条の規定による改正後の彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例(平成18年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第4号。以下この項において「新条例」という。)第2条第8項に規定する個人情報ファイルであって新条例第11条第1項第5号に規定する記録情報に新条例第2条第4項に規定する要配慮個人情報を含むものについて当該要配慮個人情報を含む旨を記載するための新条例第12条第1項に規定する個人情報ファイル簿の修正についての改正後の第6条第3項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例及び彩の国さいたま人づくり広域連合情報公開条例の一部を改正する条例(平成29年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第2号)の施行後遅滞なく」とする。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

彩の国さいたま人づくり広域連合長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話 () _____

彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 (具体的に記載してください。)	
----------------------------------	--

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内に〕 レ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 〔法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 () _____
	本人の状況 (生年月日) <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人が未成年者 (15歳以上)である場合 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 法定代理人が開示請求することについての本人の同意

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 〔開示の実施の方法に希望するものがあれば、□内にレ印を付してください。〕	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (□送付を希望) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 (□送付を希望) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付 (□送付を希望)
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 〔代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類〕	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 () _____
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担当課所	電話番号
備考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時（次のいずれか1日）	年 月 日 時
	年 月 日 時
	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当課所	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時（次のいずれか1日）	年 月 日 時
	年 月 日 時
	年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
担当課所	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、本人の委任による代理人が開示を受ける場合には当該代理人本人であること）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、開示を実施することができる日時の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、求めることができる開示の実施の方法等に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第20条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報	
延 長 前 の 期 間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延 長 後 の 期 間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延 長 す る 理 由	
担 当 課 所	電話番号
備 考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第20条第3項の規定により、開示請求があった日から起算して60日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開 示 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報	
彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護 条例第20条第3項 を適用する理由	
当該保有個人情報の相当 の部分について開示 決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報 について開示決定等 を行う期限	年 月 日
担 当 課 所	電話番号
備 考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、移送先の実施機関において行います。

開示請求に係る保有個人情報		
移 送 先	実施機関	所在地
	担当課所	電話番号
移 送 を し た 日		年 月 日
移 送 の 理 由		
担 当 課 所		電話番号
備 考		

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、
に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、同条例第22条第2項の規
定により通知します。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関
する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例 第22条第2項第1号又は 第2号の規定の適用区分 及び当該規定の適用理由 〔 □内は、該当する箇所に レ印を付してください。 〕	(適用区分) □第1号 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報 に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課所)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先)

彩の国さいたま人づくり広域連合長

(ふりがな)

氏名

_____ (法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名)

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示に反対する意思の有無 〔 □内は、該当する箇所に レ印を付してください。 〕	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
開示に関しての意見 〔 □内は、該当する箇所に レ印を付してください。 〕	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) がある具体的な理由
連 絡 先	

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付け 第 号で照会した に関する情報が
含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、彩の国さいたま人づくり
広域連合個人情報保護条例 第22条第3項 の規定により通知しま
第41条において準用する同条例第22条第3項

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 所	電話番号
備 考	

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

彩の国さいたま人づくり広域連合長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話 () _____

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第23条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る 保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示決定の通知のあった日 (決定通知書を受領した日)	年 月 日
備 考	

(注) 1 求める開示の実施の方法の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

彩の国さいたま人づくり広域連合長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 () _____

彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第27条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人（保有特定個人情報に限る。）
本人の状況等 〔法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	(ふりがな) 本人の氏名
	本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ()
	本人の状況（生年月日） <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 〔代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類〕	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状（ <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書が添付されたものに限る。）
担当課所	電話番号
備考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
決定内容及び理由	(内容) (理由)
担当課所	電話番号
備考	

教 示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第29条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第30条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第30条第3項の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報	
彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第 30条第3項を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 所	電話番号
備 考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第31条第1項の規定により、次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、移送先の実施機関において行います。

訂正請求に係る保有個人情報		
移 送 先	実施機関	所在地
	担当課所	電話番号
移 送 を し た 日		年 月 日
移 送 の 理 由		
担 当 課 所		電話番号
備 考		

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



に提供をしている次の保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第28条の規定により訂正をしたので、同条例第32条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(内容) (理由)
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

彩の国さいたま人づくり広域連合長

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話 () _____

彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第34条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び理由 (該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止 □消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種類別 (該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	□法定代理人	
	□本人の委任による代理人 (保有特定個人情報に限る。)	
本人の状況等 (法定代理人による請求の場合、該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の住所又は居所及び連絡先	電話 () _____
	本人の状況 (生年月日)	□未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	□運転免許証 □旅券 □個人番号カード □在留カード □特別永住者証明書 □その他 () _____
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 () _____
本人の委任による代理人が請求する場合の請求資格確認書類	□委任状 (□印鑑登録証明書が添付されたものに限る。)
担当課所	電話番号
備考	

(注) 本人の委任による代理人が請求する場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(内容) (理由)
担 当 課 所	電話番号
備 考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第36条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
利用停止をしない理由	
担 当 課 所	電話番号
備 考	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、彩の国さいたま人づくり広域連合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において彩の国さいたま人づくり広域連合を代表する者は、彩の国さいたま人づくり広域連合長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第37条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第37条第3項の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報	
彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第 37条第3項を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担 当 課 所	電話番号
備 考	

彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

彩の国さいたま人づくり広域連合長



年 月 日付けの に対する審査請求について、彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護条例第40条第1項の規定により彩の国さいたま人づくり広域連合個人情報保護審査会に諮問したので、同条第3項の規定により通知します。

開示決定等に係る 保有個人情報	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	